

佐賀県指定構造計算適合性判定機関委任基準

第1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、佐賀県知事（以下「知事」という。）が指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）に法第18条の2第4項において、読み替えて適用する法第6条の3第1項及び法第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせること（以下、「委任」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）建築基準法に基づく指定資格検査機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号。以下「準則」という。）において使用する用語の例による。

第3 委任要件

知事が委任する判定機関は、次に掲げる要件に適合する者とする。

- 1 佐賀県内全域を業務区域とすること。
- 2 判定の業務を行う事務所を佐賀県内に置くこと。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号口に定める構造計算による建築物のみの判定を行う機関についてはこの限りでない。

第4 委任手続

委任を希望する者は、知事に申し出を行うこととする。

なお、必要な事項については別途定める。

第5 委任の取消し等

知事は、判定機関が委任基準に適合していないと認める場合には、その委任を取り消し、又は期間を定めて判定の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

附 則

- 1 この基準は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この基準が施行される前に、佐賀県指定構造計算適合性判定機関の指定を受けた機関については、その指定時の基準に適合している場合は、その指定期間内に限り委任する。
- 3 この基準は、令和4年4月1日から施行する。